



税

の申告準備はお早めに

所得税や消費税の申告期間が、2月16日から始まります。税の申告準備は早めに行いましょう。また、国税庁ホームページからはe-Taxによる申告もできます。

確定申告の期間

▽所得税・復興特別所得税

2月16日(火)～3月15日(月)

※贈与税の申告は2月1日(月)から。

▽消費税・地方消費税

2月16日(火)～3月31日(水)

作成・相談、提出の特設窓口を開設

銚子税務署では、令和2年の所得税、消費税、贈与税の申告書作成・相談、提出を次の通り受け付けます。

会場：銚子商工会館(銚子市三軒町19番地4)＝案内図

開設期間：2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日除く。

受付時間：8時30分～16時(申告相談は17時まで)

■入場整理券を配付

混雑回避のため「入場整理券」を配付します。会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、当日、会場で配付する他、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行は「国税庁LINE公式アカウント」を「友だち追加すること」で利用できます(整理券は日時指定可)。

定可)。

なお、整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。

■公的年金受給者は

公的年金を受給している人などは、開設期間の前でも相談を受け付けています。その場合は、1月29日(金)までは銚子税務署に、2月1日(月)以降は、銚子商工会館にお越しください。

■還付申告は3月15日以降でも

年末調整を行った給与所得者などの還付申告(医療費控除や寄附金控除などによる還付)は、3月31日(水)まで銚子商工会館で受け付けています。なお還付申告は、5年間提出することができます。

■医療費控除の手続きは

令和2年分の確定申告では、医療費控除の適用を受けるためには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(令和2年分

申告書作成相談会を開催

日時 2月9日(火)、10日(水)

※時間は9時30分～12時、13時～15時30分

場所 市民ふれあいセンター

銚子税務署、県税事務所、市役所税務課の職員が申告書作成のアドバイスします。税務署職員による出張相談はこの機会に限るため、譲渡所得のあった人や相談内容が複雑な人は、ぜひご利用ください。



同じ日程で、小規模事業者や年金受給者、給与所得者などが対象の「税理士による無料申告相談会」も併せて開催します。

持参品…①申告に必要な書類 ②計算器具 ③筆記具 ④印鑑 ⑤マイナンバーに係る本人確認書類(写し)

定員…両日60人(受け付け順)

※混雑(3密)を避けるため入場整理券を配付します。来場者の状況によって、早めに受け付けを終了することがあります。

◆旭市でも開催

場所…旭市役所(分室)

日時…2月3日(水)、4日(木)

時間…9時30分～12時、13時～15時30分

☎銚子税務署 ☎0479-22-1571

納付額確認書の発行

社会保険料控除として申告に使用する「税(料)納付額確認書(申告用)」を発行します。
申請窓口…税務課(市役所1階)、野栄総合支所

手数料…無料

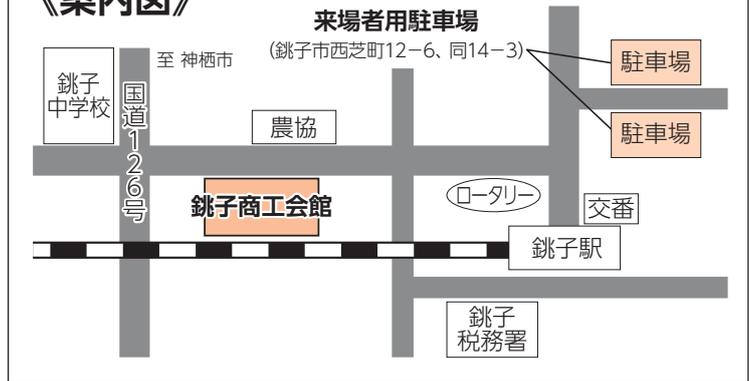
記載内容…令和2年1月～12月に納付した国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料(公的年金などからの天引き分は除く)

※本人または同一世帯の親族以外の人が申請する場合、発行には委任状が必要です。なお、郵送による発行はしていません。

☎税務課市民税班 ☎73-0087



《案内図》



《来場者へのお願い》

●会場は感染症対策を講じた上で開設します。来場の際は、できる限り少人数でマスクを着用してお越しください。なお、検温を実施していますので、発熱が認められる場合は入場をお断りすることがあります。

●車で来場する場合は、来場者用駐車場を使用してください(2時間まで無料)。

●会場には納税窓口がありません。納税証明書が必要な人は、税務署で手続きをしてください。

ら領収書の提出による手続きは不可)。明細書は、国税庁ホームページで作成できます。
※領収書は、記載内容の確認のため自身で5年間保存する必要があります。税務署から提示・提出を求められる場合があります。
■医療費通知の添付
「医療費通知(医療費のお知らせ)」は、控除を受ける際に明細書の添付書類として使用することができ、添付することで明細書の記入を省略できます。
なお、申告時期までに市が保険者として送付する「国民健康保険医療費通知」は、10月受診分までです。11月・12月受診分については、領収書などに基づいて明細書に記載してください。

あると便利なマイナンバーカード

申告手続きの際は、マイナンバーの記載と本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。
マイナンバーカードをお持ちの人は、カード1枚で番号確認と身元確認を行えます。
※マイナンバーカードを持っていない人は、通知カード(番号確認書類)の他、運転免許証などの身元確認書類が必要です。
■e-Taxで申告
国税庁ホームページでは、パソコンやスマートフォンなどから申告書の作成と、e-Tax

による申告書の送信ができます。また、作成した申告書はそのまま印刷して提出することもできます。

マイナンバーカードとICカードリーダーまたは対応スマートフォンがあれば、作成した申告書をすぐに送信可能です。

※マイナンバーカードが無い場合は、ID・パスワード方式による送信となります。身元確認書類をお持ちの上、申告者本人が税務署で手続きをしてください。なお、郵送で提出する場合は、番号確認書類と身元確認書類の写しを添付してください。

☎銚子税務署 ☎0479-22-1571